



うちなー健康経営宣言

第 516 号

令和 4 年 7 月 15 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

従業員の心身の健康を重要な経営課題と捉え、全従業員の健康維持・意識向上を支援する健康経営に取り組んでいくことを宣言します。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. ①健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. ②従業員の家族の健診受診を奨励する。
6. ③健康増進に関する数値目標を設定する。
7. ④従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
8. ⑤食生活の改善に取り組む。
9. ⑥運動機会の増進に取り組む。
10. ⑨血圧管理に取り組む。
11. ⑩感染症予防に取り組む。
12. ⑪時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。